

知らなきや損する

今回の数字

100万円

NISA口座の開設は一人1口座。重複申込者は希望以外の金融機関に取り消しが必要

来年1月スタート、100万円まで非課税

今回も、2014年1月からスタートする「少額投資非課税制度、愛称NISA(ニーサ)」についてお話しします。

NISAを利用すると、毎年100万円まで新たに投資した株式や投資信託等の配当・分配金や譲渡益が5年間、非課税になります。2014年1月からスタートし、2023年までの10年間、毎年100万円の非課税枠が設定されますが、2018年以降の非課税枠は最大で500万円となります。

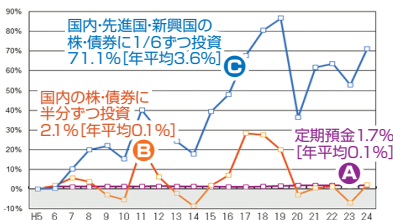
100万円という非課税枠は、翌年に繰り越せませんので、「今年は全く投資しなかったから、来年は200万円分投資できる」とはならないのです。また、NISAでは、途中売却は非課税で自由ですが、一度売却した枠は再利用できないので、「50万円分売却したから、新たにNISAで50万円分投資する」ということはできません。

毎年100万円の非課税枠の投資は「いつでも」「いくらでも」可能です。「1月に100万円を一度に投資する」はもちろん、「年2回ボーナス時期に50万円ずつ投資する」や「毎月8万円ずつ投資する」ということもできます。100万円分は使い切らないといけないわけではありません。「毎月2万円ずつ」とか「臨時収入があったときだけ」という投資もできます。

投資はギャンブル？ 長期投資と分散投資が安定収益のキーワード

NISAで利用する投資商品は、株式や投資信託などの値動きのあるリスク性商品です。選択した投資商品の結果としてもたらされる利益や損失については、一人ひとりが十分理解する必要があります。

そこで、ある程度リスクをとりつつ安定した



収益を得るためのキーワードは「長期投資」「分散投資」です。

金融庁のホームページにも、多様な株式や投資信託などに長期間かけて分散投資することがポイントであるとして、上図の「定期預金」「分散投資」の収益比較(平成5年～23年 金融庁試算)が掲載されています。

図からは、年ごとで見ると平成20年のリーマンショックの影響のように投資商品が大きく上下するリスクはあるものの、長期的にみると十分幅広い対象に分散投資していれば、安定的な収益が得られる傾向があることが分かります。

結婚、出産、住宅購入や子供の教育、そして老後の生活資金など、将来を見据えた資金計画が重要な時代です。しかし、日本では低金利が続く、昔のように預貯金だけで資産形成を十分にすることは難しいでしょう。平成26年1月からスタートするNISAをきっかけに投資を活用した資産形成について考えてみてはいかがでしょうか。

なお、NISA口座の開設は、一人1口座です。もし既に重複申込をしている人は、希望以外の金融機関に対し取り消しが必要になるので注意してください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

☎076-232-2038